



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

厚生労働省

令和5年度 児童虐待防止対策等 関係予算案について

令和5年1月20日(金)

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和4年度第二次補正予算

令和4年度第二次補正予算案の概要

(社会的養育、児童虐待防止対策、ひとり親家庭支援関係)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

【主な内容】

- 児童養護施設退所者等の支援の充実を図るため、自立支援に活用している貸付事業を拡充し、疾病等により医療機関を受診する場合の生活費の貸付金額を増額する。
- 児童虐待防止対策の推進のため、児童相談所等において、テレビ会議やタブレット端末等の活用を促進し、業務の負担軽減・ICT化を図るとともに、一時保護の判断に当たり、AIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発を促進する。
- 困窮するひとり親家庭等や要支援世帯のこども等を対象としたこども食堂など、こどもの居場所や食への支援を行う。
- ひとり親家庭等に対する支援の充実を図るため、IT機器等の活用を始めとしたワンストップ相談支援体制の構築・強化を図るとともに、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指す者に入学準備金・就職準備金の貸付けを行う事業を引き続き実施する。

【令和4年度第二次補正予算案に計上した事業】

<社会的養育関係>

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（40百万円） P2

児童養護施設等における新型コロナウイルス感染症対策支援事業（7.6億円） P3

<児童虐待防止対策関係>

児童相談所等におけるICT化推進事業（4.2億円） P4

AIを活用した緊急性の判断に資するツールの開発促進（4.9億円） P5

<ひとり親家庭支援関係>

ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業（25億円） P6

ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業（1.8億円） P7

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（3.6億円） P8

ひとり親家庭に対するこどもの生活・学習支援事業における新型コロナウイルス感染症対策支援事業（15百万円） P9

児童相談所等におけるICT化推進事業

令和4年度第二次補正予算案：4.2億円

事業の概要・スキーム

1. 事業内容

i 児童相談所等におけるICT化推進事業

児童相談所等（※）における①相談対応や状況確認を行う際のビデオ通話の活用、②関係機関との連絡調整等を行う際のテレビ会議の活用、③安全確認等を行う外出先でのタブレットの活用、④通信環境の整備等を進めるため、児童相談所等のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助する。

（※）児童相談所、児童相談所一時保護所、市区町村、児童家庭支援センター、児童養護施設退所者等からの相談や支援等を行う民間団体等

ii 児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業

児童養護施設等（※）の職員の業務において負担となっている書類作成等の業務等について、タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助する。

（※）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム

2. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村・市町村

3. 補助基準額・補助率

（補助基準額） 1か所当たり：100万円

（補助率） i 国：1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市、市町村：1/2）

ii 国：1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/4、事業者：1/4）

国：1/2（都道府県：1/8、市及び福祉事務所設置町村：1/8、事業者：1/4）

【児童相談所等におけるICT化推進事業】

・ビデオ通話を活用した相談対応や、関係機関とのオンライン会議による連絡・調整など、児童相談所等におけるICT化を推進する。



ビデオ通話等による相談・状況確認



相談支援機関



関係機関とのオンライン会議等による連絡・調整

【児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業】

・タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設におけるICT化を推進する。



自立支援計画の作成・共有

養育・支援の実施状況（家族情報（やりとりも含め）、身体測定、既往歴、性格、生活記録等）

日常記録（体温・食事摂取・排泄等の状況、疾病、過ごし方等）



児童養護施設等

テンプレートの活用やデータ連動・一括処理等により職員の業務負担を軽減

AIを活用した緊急性の判断に資するツールの開発促進

令和4年度第二次補正予算案：4.9億円 ※デジタル庁計上

事業の概要・スキーム

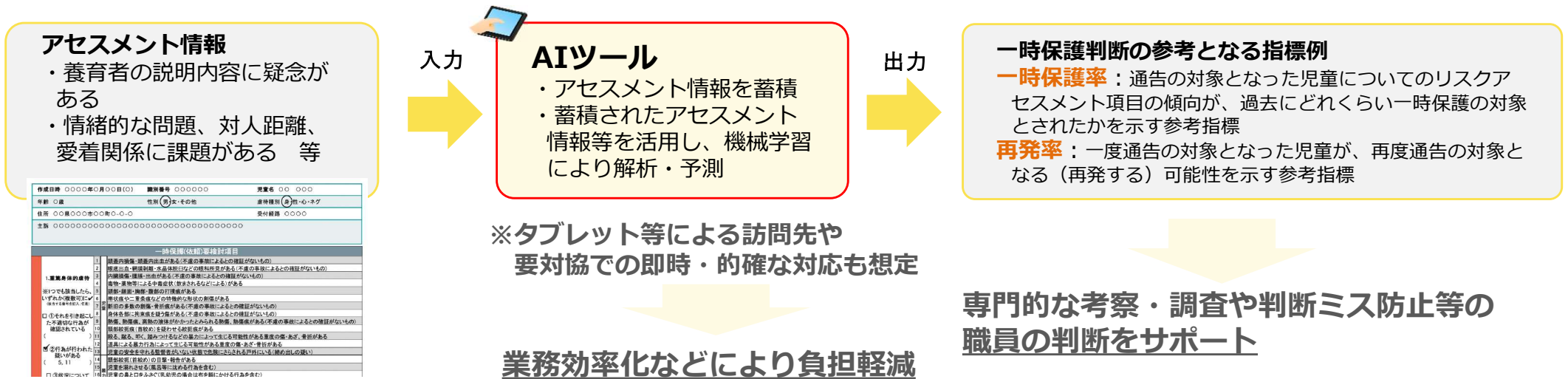
1. 概要

児童相談所における一時保護の判断に当たり、AIを活用した緊急性の判断に資するツールの開発を促進する。

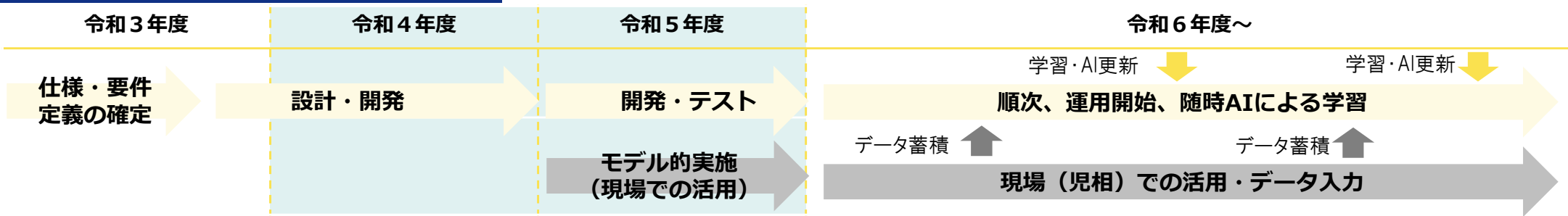
2. システム概要案

- 通告の対象となった児童についての **リスクアセスメント項目の入力等によりアセスメント情報を蓄積。**
- 蓄積された情報を **AIが解析・予測** することで、**一時保護判断の参考となる指標の表示等** を行い、**職員の判断をサポートする。**

※ 統計的なデータの分析を行うことで、職員が行う一時保護の判断のサポートが目的であり、職員に代わって判断するものではない。



3. 設計・開発等のスケジュール案



令和5年度予算案

令和5年度予算案の概要 (児童虐待防止対策及び社会的養育関係)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課・虐待防止対策推進室

【令和5年度予算案】
1,676億円(※)
(※) こども家庭庁予算として計上

【令和4年度予算】
(1,634億円)

【主な要求内容】

- 児童虐待防止対策の推進のため、保護者指導等に関する事業を拡充し、親子関係の再構築を図る民間団体の育成支援等を行う。また、未就園児等の家庭への訪問支援等を行う事業を拡充し、各種申請手続きのサポートなど、「申請手続き等支援」を行う。
- 社会的養育の充実を図るため、里親の開拓や研修、子どもと里親のマッチング等の里親支援に包括的に取り組もうとするフォスタリング機関を支援するほか、児童養護施設退所者等への自立支援について、対象者の年齢の要件を緩和し、22歳の年度末以降の支援についても補助対象に追加する。
- ヤングケアラーへの支援を強化するため、ヤングケアラーの実態調査及び関係機関職員の研修等に対する支援の強化や、外国語対応が必要な家庭への通訳の派遣の実施、市町村の体制強化を推進する。

【主な内訳】

◇ 児童虐待防止等対策総合支援事業	208億円 (202億円) ※1
◇ 児童入所施設措置費等	1,393億円 (1,360億円)
◇ 次世代育成支援対策施設整備交付金	67億円 (63億円) ※2

※1 令和4年度予算の額(括弧内の額)は、「児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金」のうち、婦人保護事業分を除いた額に、「地域生活支援事業費等補助金」のうち、障害児支援に関する事業分を加えた額となっている。

※2 令和4年度予算の額(括弧内の額)は、「次世代育成支援対策施設整備交付金」のうち、婦人保護施設分を除いた額に、「社会福祉施設等施設整備費補助金」のうち、障害児施設分を加えた額となっている。

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金（仮称）>
令和5年度当初予算案：208億円の内数（202億円の内数）

① 相談機能の更なる充実 <<児童相談所体制整備事業の拡充>>

➤ 児童相談所における外国籍の家庭等の相談への対応の強化のため、通訳業務の委託を実施するための費用に関する補助を創設する。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】（①～④：児童相談所1か所当たり、⑤⑥：都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり）

- ① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 511千円 ② 市町村との連携強化事業 4,212千円
③ 24時間・365日体制強化事業 最大16,178千円 ④ 医療連携コーディネーター事業 4,436千円
⑤ SNS等相談事業 39,803千円 DV相談も併せて行う場合 30,103千円を加算 **⑥ 通訳機能強化事業 10,560千円**

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

② 児童相談所の設置促進 <<児童相談所設置促進事業の拡充>>

➤ 令和元年改正児童福祉法を受けた児童福祉法施行令の改正により、児童相談所の管轄区域内の人口を「おおむね50万人以下（20万人から100万人までの範囲が目安）」とすべき旨が規定されたが、管轄区域内の人口が100万人を超えている児童相談所が一定数あるため、現在、児童相談所を設置していない中核市、施行時特例市、特別区のみが補助対象となっている児童相談所の設置に向けた事務手続等を行う非常勤職員を配置する場合の補助対象を拡充する。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、施行時特例市、特別区

【補助基準額】

- | | | |
|--------------------|---|----------------|
| ① 設置準備対応職員を配置する場合 | 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、 中核市、施行時特例市、特別区 | 1か所当たり 2,172千円 |
| ② 研修等代替職員を配置する場合 | 中核市、施行時特例市、特別区1か所当たり | 10,259千円 |
| ③ 都道府県等代替職員を配置する場合 | 都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり | 6,839千円 |

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、施行時特例市、特別区：1/2

③ その他【新規】

➤ 全国社会福祉協議会（中央福祉学院ロフォス湘南）が実施する児童福祉司の資格認定通信教育に対して引き続き補助を行う。（これまでは民間社会福祉事業助成費補助金として補助してきたが、令和5年度より児童福祉事業対策費等補助金として執行）

【補助基準額】 2,070千円 【補助率】 定額

※ このほか、令和4年改正児童福祉法により、令和6年4月から導入することとなった新たな子ども家庭福祉に関する資格の認定等を行う団体において令和5年度から準備行為を行うための体制整備を推進。

課題

児童相談所における児童虐待相談対応件数は統計調査開始以降毎年過去最多を更新し続けており、近年は特に急増をしている。また、児童福祉司の増員を図ってきたことにより、若手職員の割合の増加も顕著である。そのため、児童相談所の業務負担の軽減は喫緊の課題である。

※ 児童相談所の児童虐待相談対応件数	平成28年度 122,575件	→	令和3年度 207,659件（5年間で約1.7倍）
児童福祉司全体における勤務年数3年未満の割合	平成28年度 約43%	→	令和3年度 約51%（5年間で約8%増加）

入所措置児童等の移送等に係る人員の確保 <拡充>

➤ 県外等の遠方の施設への入所措置等の際の移送等に係る非常勤職員の雇上費用を創設することにより、従来、児童福祉司が複数人で対応していた対応の負担軽減を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

児童相談所1か所当たり 25,200千円

（警察官OBを配置し、警察との連携強化を図る取組を行わない場合

児童相談所1か所当たり 20,160千円加算）

（遠方の施設への入所措置等の際の移送等に係る非常勤職員を雇う場合

都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり 5,040千円加算）

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

1. 目的

- 全国の児童相談所における虐待相談対応は警察からの通告によるものが5割を占めており、また、2ヶ月超えの一時保護等の家庭裁判所の審判も増えている。さらに、令和4年改正児童福祉法により、一時保護開始時の司法審査も導入することから警察、家庭裁判所等との連携を強化することが重要であり、児童相談所及び市町村職員専門性強化事業に裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等を参加可能な研修や勉強会等を実施した場合の加算を創設する。

2. 事業内容

- 児童相談所・市町村の児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法に規定された研修等を実施する。
 - ①児童福祉司任用前講習会等、②児童福祉司任用後研修、③児童福祉司スーパーバイザー研修、④要保護児童対策調整機関調整担当者研修、⑤児童相談所長研修、⑥虐待対応関係機関専門性強化事業、⑦児童相談所及び市町村職員専門性強化事業、⑧医療機関従事者研修、⑨研修専任コーディネーターの配置

3. 実施主体等

【実施主体】

- ①～⑤、⑨：都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ⑥・⑦：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村
- ⑧：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市（児童相談所設置市除く）

【補助基準額】（1都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村当たり）

- ① 児童福祉司任用前講習3,129千円、厚生労働大臣が定める講習会695千円 ② 3,129千円
- ③ 2,320千円（委託の場合213千円） ④ 3,036千円 ⑤ 2,320千円（委託の場合107千円）
- ⑥ 主任児童委員や保育所職員等への研修307千円、研修参加促進307千円、医師等の専門家への研修及びマニュアル等の作成221千円、未成年後見人制度研修196千円
- ⑦ 1,668千円（一時保護所職員向けの研修を実施する場合1,668千円を加算、**裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等を参加可能な研修等を実施する場合1,668千円を加算**）
- ⑧ 1,851千円 ⑨ 5,040千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村：1/2

1 事業の目的

- 令和4年改正児童福祉法により、令和6年4月より親子再統合支援事業が法定事業化されることとなった。親子再統合支援事業では、保護者支援プログラムの実施等により親子関係の再構築を図るものであるが、各自治体において保護者支援プログラム等の実施に係る民間団体の育成等の体制構築を令和6年4月の施行までに構築する必要がある。そのため、保護者指導・カウンセリング強化事業に民間団体の育成に係る経費の補助を創設する。

2 事業の概要

- 親子関係の再構築のため、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等の協力を得て、虐待を受けた子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行う。また、民間団体が開催する研修会等を活用することにより、保護者指導やカウンセリングに従事する職員の資質の向上を図る。さらに、保護者支援プログラム等を実施できる民間団体の育成を行うことで、親子関係の再構築に係る体制を強化する。

- ①保護者指導支援員の配置、②保護者指導支援カウンセリング事業、③児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業、④保護者支援・カウンセリング民間団体育成事業

※ ④については、民間団体へのアドバイザーの派遣、先駆的な取組を実施している民間団体での研修、その他民間団体の育成に資する取組を実施

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 (①～③児童相談所1か所当たり、④都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり)

①3,528千円 ②11,707千円 ③300千円 ④1,253千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

1. 目的

- 性的虐待等を受けた子どもに対して、何度も同じ内容を聞くことは子どもにとって心理的負担が大きいことや聞き取る話の信用性確保の問題から1人の面接者が1回の面接によって聴取するという手法をとることが望ましい。
- 刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例などについては、検察や警察といった捜査関係者も子どもへの聴取を行うことになるが、その際も、子どもの心理的負担の軽減等のため、児童相談所、検察、警察が連携し、代表となる機関の職員が聴取を行う協同面接（いわゆる司法面接）が行われる。これらは、子どもにとって重要であるものの、代表者には、一定の講習等の受講が必要となる高度な技術が要求されることから、児童相談所における代表者の育成等の負担も大きい。そのため、協同面接を含めた被害事実確認面接等を進めるために、民間団体への委託に係る費用の補助を創設する。

2. 事業内容

- 児童相談所において協同面接を含む被害事実確認面接を実施するため、
 - ・面接実施に係る打ち合わせ
 - ・専門の訓練を受けた面接者の派遣
 - ・面接の記録・録音
 - ・面接の逐語録作成等の業務を実施する民間団体への委託に係る費用を補助する。

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

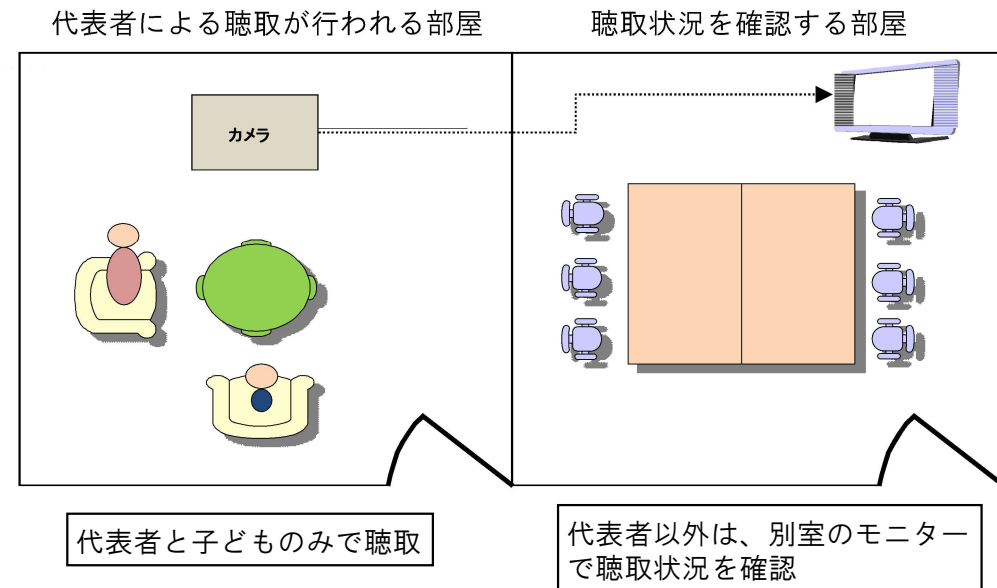
【補助基準額】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
1か所当たり 2,102千円

【補助率】

国：1/2

都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

【代表者による聴取のイメージ】



<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金（仮称）>
 令和5年度当初予算案：208億円の内数（202億円の内数）

【事業内容】

電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、子どもの意見・意向表明を受け止める体制の構築を図るための事業として実施する。事業実施後、子どもの権利擁護に係る体制構築に関する報告書を作成する。

【拡充内容】

今後施行される予定の意見聴取等措置の義務化により、児童相談所設置市に限らず、福祉事務所設置市町村などでも意見表明等支援について体制整備を進めていく必要があることから、対象を一般市町村まで拡充する。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、**市町村<拡充>**

【補助基準額】 1自治体当たり：10,000千円

【補助率】 国：9/10、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村：1/10

<取組の一例>

子ども

訴え・通報



(例)

- ・児童相談所に保護を求めたが、手続きを進めてくれない。
- ・一時保護中に、指導員の不適切な言動があった。

○子どもの権利擁護電話相談

子どもからの相談に対して相談内容に応じたアドバイスを実施。必要に応じて権利擁護専門員による面接相談に引き継ぎ。



○子どもの権利擁護専門員による子どもとの面接

権利侵害の事実の調査、助言・調整の実施



他機関紹介 ↓

協力 ↑ ↓

事例の協議、対応結果報告

関係機関（児童相談所、福祉事務所、児童委員等）

調査

助言・調整

必要に応じ、事案の付議

行政



施設



家庭



児童福祉審議会

全国的に子どもの権利擁護に係る体制の構築を進めるため、多様な仕組みの実施を支援

※本事業では自治体に報告書の提出を求めており、市町村も含めた多くの事例の報告書を横展開する事により都道府県での事業実施にもつなげる。また、都道府県と市町村との連携を促し、都道府県の実施も促進できる効果を期待。

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金（仮称）>
令和5年度当初予算案：208億円の内数（202億円の内数）

1 事業の目的

- 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、地域とつながりのない未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園等をしていない）のこどもを対象として家庭を訪問する取組を実施しており、児童虐待の早期発見・早期対応を推進するため、継続的に訪問する取組を支援する。
- こども家庭庁の創設により、未就園児も含めた小学校修了前の全てのこどもの育ちを保障する取組を強化するため、訪問により把握した児童・家庭に対し、地域のNPOや児童委員、子育て支援員等の民間関係者・団体を活用しながら、児童・家庭の困りごとを把握し、申請手続等の支援も含め円滑かつ確実に支援・サービスに結びつけていくための自治体の取組を支援する。【拡充】

2. 実施主体、事業の概要

実施主体 市区町村 負担割合 国：1/2、市区町村：1/2

（1）訪問支援

訪問対象家庭を訪問し、乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等の子どもの状況を確認する取組に必要な経費を補助

- [補助基準額]
- a.訪問費用 訪問1回当たり 6,000円 × 訪問回数 ※訪問は委託することも可能
 - b.事務職員雇上費 1日当たり 7,440円 × 事務職員数 ※複数名の雇上も可能

（2）申請手続等支援【拡充】

他の支援施策につなぐための支援や、各種申請手続のサポートを含む伴走型支援等を行う民間関係者・団体の人件費、交通費等（要支援者の交通費を含む。）を補助（自己評価・分析も実施） ※（1）（2）については、いずれか一方のみの利用も可。

- [補助基準額]
- a.訪問支援等に係る費用 1回当たり 6,000円 × 訪問回数
 - b.事務職員雇上費（通訳等に係る職員含む） 1日当たり 7,440円 × 事務職員数 ※複数名の雇上も可能

（3）訪問・事務運営委託費

訪問、事務運営に係る業務を民間団体へ委託する場合の委託費補助

- [補助基準額] 年額 564,000円

未就園児等全戸訪問実施

